

# 水俣病最高裁判決について

2013年4月17日

全国保険医団体連合会

公害環境対策部長 野本哲夫

水俣病と認められなかった熊本県の女性の遺族が県に認定を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷は4月16日、二審福岡高裁判決を支持し県の上告を棄却、遺族の勝訴が確定した。また、大阪府の女性の遺族による訴訟でも、原告敗訴の二審大阪高裁判決を破棄、審理を大阪高裁に差し戻した。

最高裁判決は、感覚障害や運動失調、視野狭窄など複数の症状の組み合わせがある場合に水俣病とする現行の認定基準について、「感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」として、認定にあたっては総合的に判断すべきと結論付けた。また、裁判での水俣病認定のあり方について、認定は客観的事実を確認する行為で、行政庁の裁量に委ねられるべきものではないと指摘、行政とは別に司法が独自に判断する姿勢を示した。

水俣病の認定患者が、数十万人ともいわれる潜在患者に比しても僅か3000人程度であることから明らかなように、現行の「52年判断基準」は患者の救済ではなく切り捨ての役割を果たしてきた。2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、国や県、加害企業チッソの責任とともに、認定基準を事実上否定し幅広い救済を求めた。今回の判決も、複数の症状がなくても水俣病認定の余地があるとして認定基準の柔軟な運用を求めた。

最高裁判決をふまえ、政府は、現行の水俣病認定基準を速やかに改めるべきである。同時に、すべての被害者が救済されるように、認定地域外を含めて大規模な健康調査を国の責任で実施し被害の全容を明らかにすべきである。